

川教総第63号
式中教第48号
令和2年7月28日

各学校（園）長 殿

川西町・三宅町式下中学校組合教育委員会
川西町教育委員会

児童等及びその家族が新型コロナウイルス感染症の感染者や風邪症状による
体調不良者となった際の対応について（通知）

令和2年7月13日付け川教総第61号（式中教第47号）でお示しした基本的な考え方について、下記のとおり見直しましたので通知します。

については、当面の間、本通知に基づいた対応をとられますようお願いいたします。なお、保健所、その他上級機関からの技術的指導等のあったときはその限りではないことを申し添えます。

記

1. 児童生徒本人が感染者と確認されたとき

PCR検査により「陽性」と確認されたときは、県・国の考え方に基づき最低2日間、学校休業を行います。

その後、保健所の指示によって、全部または一部の臨時休業（2週間以内）を行います。感染者である児童等は、治癒するまで（学校保健安全法施行規則第19条）出席停止とします。

2. 児童生徒本人がPCR検査を受けたとき

児童生徒本人がPCR検査を受けたとしても、直ちに学級・学年閉鎖、学校休業を行うことはありません。ただし本人は、保健所が指示する期間を出席停止とします。

3. 同居家族がPCR検査を受けたとき

児童等の同居家族がPCR検査を受けたとしても、直ちに学級・学年閉鎖、学校休業を行うことはありません。

(1)濃厚接触者として

児童生徒本人については、ご家族の結果が分かるまでを出席停止とします。

「陰性」と確認されたときは、児童生徒本人の体調がよければ登校してください。

「陽性」と確認されたときは、保健所が指示する期間を出席停止とします。

(2)念のためとして

児童生徒本人が、登校を控えていただく必要はありません。

4. 発熱等の風邪症状のあるとき

児童等及びその同居家族等が37.5度以上の高熱があるなど「帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安」に該当するときは、中和保健所保健予防課感染症係、又は同センターに電話相談してください。

該当しないときは、症状が回復してから3日間自宅待機のうえ登校するようにしてください。その間についても出席停止とします。ただし、かかりつけ医にご相談のうえ、症状が回復の場合はその限りではありません。

5. 個人情報の保護について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第16条第2項の規定に基づき、児童生徒やその同居家族の個人情報の保護への配慮について取り組んでいきます。